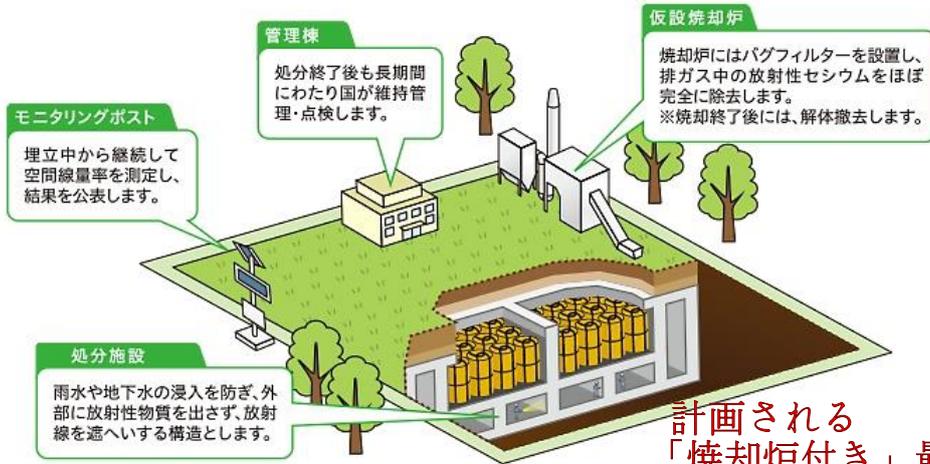


指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第1号

平成26年10月10日発行



計画される「焼却炉付き」最終処分場

環境省は栃木県内に建設を予定している指定廃棄物最終処分場の建設候補地として、塩谷町大字上寺島字寺島入（てらしまいり）を提示しました。

今号では、環境省から示された候補地選定に至る経緯のほか、町の対応をお知らせいたします。

国による指定廃棄物の処理

国は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染に対処するため、平成23年8月に放射性物質汚染対処特別措置法を公布し、放射性セシウム濃度が8千ベクレル/kgを超える指定廃棄物は国（環境省）が処理することとしました。また、法の基本方針において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することに定められています。

候補地の選定手法

栃木県内では、主に稲わらや牧草等の農業系副産物からなる指定廃棄物を各市町村において一時保管しているものの、保管が逼迫している状況にあり、国が県内の国有地及び県有地内に最終処分場一カ所を設置して処理するための協議が進められてきました。

県内には、汚染された可燃性の農業系副産物が多量に保管されていることから、焼却による減容化・安定化を図るため、最終処分場内に仮設焼却炉を併設することとし、処分場は長期にわたり国が維持管理を行うことにしたものです。

最終処分場の候補地選定等に当たっては、環境省が平成25年3月に設置した有識者会議（大学教授等8名）において、処分場の選定手順、評価項目及び評価基準などを審議し同会議で了承された項目をもとに、県内市町村長の会議において協議され、次の手法で進められてきました。

1. 安全等の確保に関する事項

○地滑りや土石流など自然災害の恐れがある地域を除外。

○国立、国定公園など特に優れた自然環境地域を除外。
○歴史上、学術上価値の高い史跡、名勝地、天然記念物の保護地域を除外。

2. 地域特性に配慮すべき事項

○対象とする土地は利用可能な国有地に加え、利用可能な県有地も対象に。

○指定廃棄物の保管状況で安心等の評価中、指定廃棄物の保管状況は重み付けを2分の1に。

3. 必要面積を確保した土地の抽出

○計画最終処分量は、農業系副産物、浄水場で発生した汚泥等合計で約1万4千トンあり、処分場内には指定廃棄物の埋立地のほか、仮設焼却炉などを設置する約2・8ヘクタールを確保できるならかな地形の土地であること。

以上の条件から、県内5カ所の候補地が抽出され、さらに絞り込みをかけるため、次の手法で選定作業が行われました。

4. 生活空間との近接状況

○住居のある集落（住民が居住する建物）と候補地までの距離。

○水道用水と農業用水を取水する表流水や伏流水を対象とした水利点から候補地までの距離。

6. 自然度

○候補地の自然性がどの程度残されているかの指標。（自然度が低ければ候補地として高評価）

7. 指定廃棄物の保管量

○指定廃棄物の保管の有無や保管量を比較。（市町村長会議で重み付けを2分の1に）
環境省では、前記した作業を行い、去る7月30日、具体的な説明もな

いまま、栃木県における最終処分場の候補地として提示されました。最終処分場として必要な対策を検討し、安全面で支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能かどうか確認するため、候補地の詳細調査を行うとしています。

今後のスケジュール

1. 調査内容は、地質、地盤調査

○地表および地質調査、ボーリング調査、地下水調査、弾性波探査、標準貫入試験、現場透水試験等を実施。

2. アクセス調査

○施設への運搬車両のアクセス性を目的として、既存道路状況やアクセス道路のルートを確認。

3. 土地の権利関係等

○候補地および周辺の土地所有者、土地使用者等の確認と関係法令の手続きを調査。

環境省では、住民への親切丁寧な説明を行ったうえで了解を得た後、以上の調査・確認を数か月間かけて行った後、県内市町村長会議や国の有識者会議に諮り、最終的な候補地として提示するとしています。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場 反対同盟会からのお知らせ

野外活動や事務処理のサポートをしているボランティアスタッフ募集しています!!

～精鋭募る～

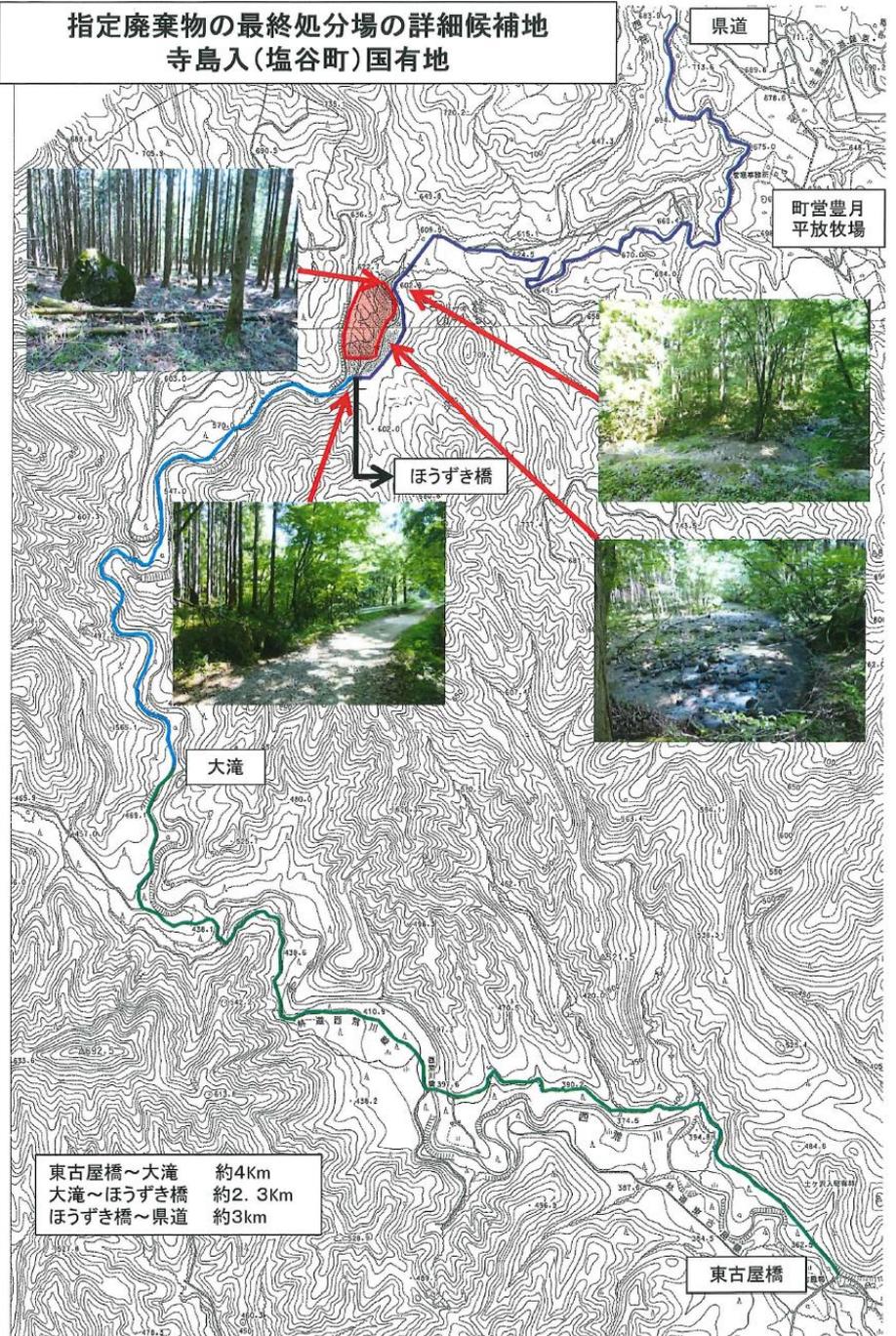
詳しくは、同盟会事務局
塩谷町大字原萩野目 148 番地
電話 0287-48-6230 まで

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第1号
平成26年10月10日発行

指定廃棄物の最終処分場の詳細候補地 寺島入(塩谷町)国有地



塩谷町としての対応

指定廃棄物の一時保管問題など県内各自治体の窮状を考えると、早急なる施設整備は必要と考えますが、今回の環境省の候補地選定過程に、幾つかの疑問な点が挙げられます。

① 町村長会議において一方的な説明の中、採決がとられた訳でもなく、同意を得たとすること。
② 水源からの距離に関して候補地のすぐ横を西荒川の源流が流れている。

るのにもかかわらず、取水口からとして考えられていること。

③ 自然度について周辺が針葉樹林であるが、下流には壮大な広葉樹林が広がり、名瀑「大滝」もあるが、全く加味されていないこと。

④ 農業用水や水道水源のもととなる源流に隣接するが、下流域への懸念を公にせず机上で選定していること。

⑤ 源流からの水は荒川・那珂川流域の広大な農地に農業用水を供給しており、本町ははじめ関係市町村の

農業生産物、加工食品等に甚大な風評被害が懸念される。一方、国の風評被害に対する認識は著しく足りない。

④ 高原山麓の中腹に位置し、冬季には北西季節風(たかはらおろし)の風当たりの強い地域である。その場所に火気を扱う施設を設置することに、より火災発生時の対応が懸念される。

① このような実情を踏まえ、近々環境省に対して申し入れを行うほか、この市町村長会議の内容からもわか

詳細調査候補地を見学しませんか？ 現地見学のご案内

～現地をもっと知りましょう！！～

毎週 月曜日～金曜日
午前9時～午後3時までの間の職員が対応可能な時間
基本は3名様以上となります！！

詳しくは、指定廃棄物処分場対策班
電話 0287-45-1115 まで

るとおり強引に同意にこじ付けされており、地元説明会で少数の方の出席で意見がない場合に同意とされることへの懸念から、協力できない旨を表明しました。

塩谷町議会においても、詳細調査候補地選定の白紙撤回を求める意見書を決議しました。

塩谷町近隣の農産物を取り扱うJAのおのや、森林を整備するたかはら森林組合、県内で生活必需品を販売展開するよつば生協、西荒川ダム(東古屋湖)や荒川流域の漁場を管理する鬼怒川漁業協同組合などの各種団体から、建設反対の要望書が町に提出されています。また隣接する市町の方々から、農業や水源等への影響を懸念する声も届いています。

隣のさくら市議会でも本町以外で初となる白紙撤回意見書が可決されました。頼もしい限りです。

今後、町としては調査研究、反対同盟会との連携を図り、町民のみな様と共に建設に反対してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。